



様式第4号（第12条関係）

北栄町指令受環第721号

一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可証

住 所 鳥取県倉吉市広瀬町1713番地  
法 人 名 有限会社 松井商店  
氏 名 代表取締役 松井 實  
（代表者）

複写厳禁

平成29年3月16日付で申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、次の条件を付して許可する。

平成29年3月24日

北栄町長 松本 昭夫



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集・運搬
- 2 事業の区域 北栄町内全域
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
- 4 許可の期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日
- 5 許可の条件
  - (1) 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
  - (2) 委託・許可分の混載及び、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの混載及び、市町間の混載はしないこと。
  - (3) 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
  - (4) 従業員等、申請内容に変更のあった場合は速やかに変更申請を行うこと。
  - (5) 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消すものとする。